

## クリーニング師免許証交付 審査基準

### 【事務の根拠】

○クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第一項

都道府県知事は、クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。

### 【参考条文】

○クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第六条

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。

### 【免許の申請手続】

○法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第四条

法第六条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に次の書類を添えて、クリーニング師試験合格地の都道府県知事（法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に申請しなければならない。

- 一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）
- 二 業務を行おうとする場所を記載した書類

○法施行細則（昭和五十年三月三十一日規則第八十一号）第二条

省令第四条の規定による申請書は、別記第一号様式によるものとする。

年 月 日

東京都知事 殿

本籍(都道府県名)

現住所

(ふりがな)

氏名

(注) ふりがなを必ず記入すること。

生年月日 年 月 日生

電話番号

## クリーニング師免許申請書

クリーニング業法施行規則第4条の規定により、クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて下記により申請します。

### 記

1 年 月東京都クリーニング師試験合格

2 業務を行おうとする場所（申請時点で未定の場合には「未定」と記入してください。）

〒

住所

名称

3 添付書類

(1) 東京都クリーニング師試験結果通知書（原本）

(2) 次のいずれか

- ・住民票（本籍地は表示、マイナンバーは省略されているもの）
- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ただし、(1)の書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、氏名の変更が確認できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

外国籍の方は、国籍は表示、マイナンバーは省略された住民票

(2)の書類は、6か月以内に発行されたものに限る。

(日本産業規格A列4番)

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	業務別手数料印